



平成 29 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 神 奈 川 中 央 交 通 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 堀 康 紀
(コード番号 9081 東証第 1 部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 福 原 賢 浩
(TEL 0463-22-8800)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日（平成29年5月16日）開催の取締役会において、単元株式数に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成29年6月29日開催予定の当社第143回定時株主総会（以下「本定時株主総会」と言います。）に株式併合に係る議案を付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成29年10月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準にするとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施することといたしました。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

平成29年10月1日をもって、同年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記録された株主さまの保有株式について、5株を1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	63,000,000株
併合により減少する株式数	50,400,000株
併合後の発行済株式総数	12,600,000株

「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値であります。

(3) 株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しないことから、1株当たり純資産額は5倍となり、株式市況変動等の他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

なお、本株式併合に伴い、平成29年4月27日に公表いたしました平成30年3月期の配当予想を修正いたしますが、この修正は株式併合に伴い、1株当たり配当額の予想を修正するものであり、配当予想に実質的な変更はありません。

詳細につきましては、本日別途開示の「株式併合に伴う配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

(4) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数（割合）	保有株式数（割合）
総株主	6,248名（100.0%）	63,000,000株（100.0%）
5株未満	1,766名（28.3%）	1,870株（0.0%）
5株以上	4,482名（71.7%）	62,998,130株（100.0%）

※上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、5株未満の株式を保有されている株主さま1,766名（保有株式数の合計1,870株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、株主さまがお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は、添付資料『（ご参考）単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A』に記載の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

(5) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対し、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（5 分の 1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数(平成29年10月1日付)
252,000,000 株	50,400,000 株

(7) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

上記「1. (1) 変更の理由」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条（単元株式数）を変更するとともに、「2. (1) 株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線の部分は、変更箇所を示しております。)

現行定款	定款変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億5千2百万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5千4十万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関する日程

取締役会決議日	平成29年5月16日
定時株主総会開催日	平成29年6月29日（予定）
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日（予定）
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日（予定）
定款の一部変更の効力発生日	平成29年10月1日（予定）

※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係により、株式会社東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以 上

【添付資料】

（ご参考）単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所において売買単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

A 2 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 3 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の1,000株から100株へ変更することといたしました。あわせて、投資単位（1単元株式の購入金額）について、証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）とするとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4 株式併合によって保有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 4 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況変動等の他の要因を除けば、株主さまが保有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主さまが保有の当社株式数は併合前の5分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は5倍となるからです。また、株価についても、理論上は併合前の5倍となります。

Q 5 受け取る配当金額への影響はありますか。

A 5 株主さまが保有する当社株式数は株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生後に、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を除けば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）については、当該株式に係る配当は生じません。

Q 6 株主の保有株式数や議決権数はどうなりますか。

A 6 株式併合後の株主さまの保有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後の保有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、株主さまの保有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	保有株式数	議決権数	保有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000株	2個	400株	4個	なし
例②	1,000株	1個	200株	2個	なし
例③	981株	0個	196株	1個	0.2株
例④	500株	0個	100株	1個	なし
例⑤	499株	0個	99株	0個	0.8株
例⑥	4株	0個	0株	0個	0.8株

株式併合の結果、端数株式が生じた場合（上記の例③⑤⑥のような場合）はすべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主さまに対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払い代金に関するご案内については、平成29年11月下旬頃にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

効力発生前の保有株式が5株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合によりすべての保有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 7 株主併合後でも、単元未満株式の買増しや買取りはしてもらえますか。

A 7 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただけます。具体的な手続きについては、株主さまがお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 8 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 8 特に必要な手続きはございません。

Q9 株主優待制度はどうなるのでしょうか。

A9 株主優待制度については、併合割合に応じて、以下のとおり発行基準を変更いたします。
当該基準については、平成30年3月末日の株主名簿に記録された株主さまへの発送分（同年5月下旬予定）より適用いたします。なお、実質的な発行基準に変更はありません。

(1) 株主優待乗車券・株主優待乗車証（年2回発送）

保有株式数		種別および発行枚数	
現行	変更後	株主優待乗車券 (回数券式)	株主優待乗車証 (定期券式)
1,000株以上	200株以上	10枚	—
2,000株以上	400株以上	15枚	—
3,000株以上	600株以上	20枚	—
4,000株以上	800株以上	25枚	—
5,000株以上	1,000株以上	30枚	—
7,000株以上	1,400株以上	35枚	—
10,000株以上	2,000株以上	40枚	—
15,000株以上	3,000株以上	50枚	—
20,000株以上	4,000株以上	70枚	—
25,000株以上	5,000株以上	100枚(※)	全路線1枚(※)
40,000株以上	8,000株以上	50枚	全路線1枚
100,000株以上	20,000株以上	50枚	全路線2枚
500,000株以上	100,000株以上	50枚	全路線3枚
1,000,000株以上	200,000株以上	50枚	全路線5枚

※現行25,000株以上40,000株未満（変更後5,000株以上8,000株未満）保有の株主さまについては、株主優待乗車券または株主優待乗車証のいずれかの選択。

< 3年以上継続保有 追加枚数 >

保有株式数		種別および発行枚数
現行	変更後	株主優待乗車券（回数券式）
3,000株以上	600株以上	5枚追加
10,000株以上	2,000株以上	10枚追加

(2) グループ会社優待券（年1回発送）

保有株式数	
現行	変更後
1,000株以上	200株以上

・株主優待制度（現行）の詳細については、当社ホームページでもご案内しております。

<http://www.kanachu.co.jp/kanachu/ir/stock/yutai.html>

Q10 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A10 次のとおり予定しております。

平成29年5月16日 取締役会決議日

平成29年6月29日 定時株主総会開催日

平成29年9月27日 100株単位での売買開始日

平成29年10月1日 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日

平成29年10月下旬 株式割当通知の発送（予定）

平成29年11月下旬 端数株式処分代金のお支払い（予定）

当社の株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間 平日9時～17時

以 上